

OECEM の設定・管理の推進に関する検討会 設置要綱

(目的)

第1条 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（いわゆる「30by30目標」）が提唱されている。30by30目標の達成に向けた主要施策である「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECEM：Other Effective area-based Conservation Measures）」の設定・管理を進めるにあたり、専門的見地から助言を得るため、有識者による「OECEMの設定・管理の推進に関する検討会」（以下、「本検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 本検討会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、国によって「自然共生サイト（仮称）」として個別認定する仕組みに関する事項
- (2) (1)の仕組み以外によるOECEMの設定・管理に関する事項
- (3) 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」及び関連データの利活用、自然共生サイト（仮称）の管理方法のマニュアル化及び提供、他の関連する施策や多様なステークホルダーとの連携、情報発信・普及啓発等といった、(1)(2)を推進するための取組に関する事項
- (4) その他OECEMに関する事項

(構成)

第3条 本検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 本検討会には、オブザーバーを置くものとする。
- 3 本検討会には、必要に応じて、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループの構成及び運営等に係る事項は、別に定めるものとする。

(運営)

第4条 本検討会には座長を置くものとし、座長は事務局が指名する。

- 2 座長は、本検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対して本検討会への出席を求めることができる。
- 4 本検討会は公開とし、議事録を公開するものとする。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、環境省自然環境局自然環境計画課及び環境省から委託を受けた事業者が務める。

- 2 本検討会に関する資料の作成、謝金手続きや会議室の手配等の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項については、事務局が座長と相談の上で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

別表 OECD の設定・管理の推進に関する検討会委員一覧

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
石井 実	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
佐藤 留美	特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事
竹ヶ原 啓介	株式会社 日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー
土屋 俊幸	一般財団法人 林業経済研究所 所長
広田 純一	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 代表理事
藤倉 克則	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センター センター長
森田 香菜子	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 生物多様性・気候変動研究拠点 主任研究員
八木 信行	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
渡辺 綱男	国連大学 サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーター

【オブザーバー】

内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省